

令和6年宇治田原町総務建設常任委員会

令和6年6月13日

午前10時開議

議 事 日 程

日程第1 各課所管事項報告について

○税住民課所管

- ・令和6年度町民税（個人）の賦課状況について
- ・令和5年度町税徴収実績について

日程第2 付託議案審査

議案第41号 宇治田原町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第3 各課所管事項報告について

○建設環境課所管

- ・令和5年度ごみ排出量の実績について
- ・環のくらし地域活動促進事業補助について

○まちづくり推進課所管

- ・第10回宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催結果について

○上下水道課所管

- ・下水道普及状況について

日程第4 その他

1. 出席委員

委員長	10番	原 田 周 一	委員
	1 番	山 内 実貴子	委員
	7 番	藤 本 英 樹	委員
	8 番	今 西 利 行	委員
	12番	浅 田 晃 弘	議長

1. 欠席委員

副委員長	6 番	宇佐美 ま り	委員
------	-----	---------	----

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
総務政策監	奥谷明君
総務理事兼総務課長	村山和弘君
建設事業理事	垣内清文君
都市整備担当理事	野原正行君
総務課課長補佐	飯田謙吾君
総務課課長補佐	西谷久弥君
総務課課長補佐	松原慎也君
企画財政課長	中地智之君
企画財政課課長補佐	岡本博和君
企画財政課課長補佐	勝谷聡一君
税住民課長	奥西正浩君
税住民課課長補佐	茨木伸悟君
建設環境課長	中村浩二君
建設環境課課長補佐	田中寿生君
まちづくり推進課長	植村和仁君
まちづくり推進課 課長補佐	山崎浩典君
産業観光課長	田村徹君
産業観光課課長補佐	檜木忍君
上下水道課長	下岡浩喜君
上下水道課課長補佐	石田隆義君
会計管理者兼会計課長	谷出智君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	西尾岳士君
庶務係長	重富康宏君

開 会 午前10時00分

○委員長（原田周一） おはようございます。

会議を始めます前に、1件ご報告申し上げます。本日、宇佐美副委員長より欠席の申出があり、これを許可しておりますので、ご報告いたします。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、6月6日の開会日に上程され、付託されました議案第41号の1議案の付託議案審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に既に配付しておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において、これを、精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許可します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、6月議会定例会の開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

また、当委員会の原田委員長さん、また各委員の皆さんには、いろいろとよろしくお願いをしていきたいというふうに思っております。

6月もいよいよ中旬になってまいりましたけれども、まだ、いまだに梅雨に入ったと思われるというようなことがないわけでございますけれども、これも、例年になく梅雨入りが非常に遅くなっているというようなことも言われておりますけれども、昨日あたりでは本当に真夏日というぐらいで、今年、一番の暑さということが言われております。

その中で、これから熱中症にも気をつけていただきたいと思いますけれども、今年はまた、宇治田原町の夜空を、夏の風物詩でございます蛍が、本当にたくさん飛んでいるということで、町内外の方が本当に蛍の鑑賞に来られているということで、これもちょっと心が和むような話でございますけれども、そういう中で、宇治田原町では特に雨もそんなに多くはございませんけれども、逆に、東北辺りでは今年は雪があまり少

なく、また雨も少ないということで、本当に田んぼの稲が枯れていくということで、非常にため池の水がないということで、米作りが大変というようなことも聞いておりました、本町では4月の下旬、また5月の上旬に植えられた稲は、すくすくと今のところ育っているというようなところでございます。

そういった中で、宇治田原のまち、お茶のまちということで、もう今頃でしたら、ほとんど、どことも終わっていただいているのが通常でございますけれども、茶農家さんの茶工場には、まだ少し新茶が届いているということで、今、製造者の皆さんは本当に頑張ってやっけていただいております、本当に、お茶は今年はいいのができたということで、価格的にも非常に安定しているというお話を聞いて、非常に安堵しております。出品茶につきましても、どんな具合かというのをいろいろと調査いたしましたら、例年よりも、例年もいいお茶なんですけれども、今年はまた特にいいお茶ということで、本当に当町としても楽しみにしているところでございまして、この月の、6月24日に、宇治田原町のお茶の品評会がございまして、また8月には前にもご報告申し上げましたけれども、関西の茶品評大会、これが愛知県西尾市であり、また、全国の茶品評会、これも8月にあるわけでございますけれども、これも静岡でございしますので、本当にまた、予算に計上させていただいて、皆さんでお茶の品評会、お祝いに行けたらいいなというふうに思っているところでございます。

そういった中で、例年よりも雨も今少ない状況でございますけれども、ちょうど、昨日と今日と田原小学校、また宇治田原小学校の5年生が、林間学習に京都府南丹市のほうのり溪に行っております、天候にも恵まれて、いい学習ができているということで報告も受けて、児童たちも元気に頑張っているというようなことも聞いておるところでございまして、5月には小学校6年生の修学旅行、また中学3年生の修学旅行ということで、いずれもいい天候に恵まれて、児童生徒たちが元気な楽しい修学旅行を終わっていただいたということで、昨年は非常に雨でいろんな面で心配をいたしましたけれども、今年は本当に恵まれている状況で、今のところは順調よくいっているというようなところでございます。

そういった中で、来週にも梅雨に入ろうかというふうに思っておりますけれども、そういう中では、またこれから台風シーズン、また、大雨のシーズンということになりますので、しっかりと我々も気象情報に耳を傾けて、住民の皆さんに安全の確保という意味でも周知をしていきたいというように、我々職員もまた、今まで以上に気を引き締めて、対応していきたいなというように思っております。

そういう状況の中で、中央公園の、これまた防災公園ということで、議員皆さんにもご周知させていただきましたけれども、日本赤十字社の京都府支部のほうから防災倉庫ということで、今回、建てていただきまして、実は、日本赤十字社京都府支部の支部長は京都府知事の西脇知事でございまして、それと本町の西谷町長が、京都府のほうで災害対応に向けた連携及び協力に関する協定書の締結を昨日、済ましていただきまして、そしてまた、倉庫のほうが完成いたしましたので、6月21日に日本赤十字社京都府支部より防災倉庫の運用の開始式ということで、開催をしていきたいと思っております。

議会のほうでは議長さんなり、また副議長、両常任委員長さんには出席のご案内をさせていただいているというようなところがございますけれども、その倉庫の中には前に申し上げましたけれども、毛布とか救急セットとかあるいはまた安眠セット、タオルケットまた非常用のトイレということで、入っているわけがございますけれども、こういうのがあるということは非常に安心ということでございますけれども、こんなものをちょこちょこ使わなアカンということになれば大変なことでございますので、どちらかと言うたら、できるだけ使わんほうがいいなというふうに思っております。

そういう中では、特に避難所で使われるものが多いということでございますので、もし万が一、使用したときには、また日本赤十字社京都府支部より無償で補充をしていただけるということで、非常に快く本当に感謝をしているところでございまして、また、機会があるときには、どのようなものがあるか、見ていただいたらありがたいなというふうに思っておりますし、本当に短い鉛筆とかメモ用紙とかそんなんも入っている。そのような防災倉庫でございますので、また見ていただいたら非常にありがたいと思っております。

そういうような、またいろんな時期でもございますので、我々職員もしっかりと業務の推進に当たっていきたいというふうに思っておりますし、また、引き続き、しっかりとしたおもてなしの役場ということで、住民の皆さんにも親しみやすい職場づくりを、職員一丸となって対応してまいりたいというふうに思っておりますので、また、皆さんにはいろいろご指導賜りたいというふうに思っております。

本日の総務建設常任委員会につきましては、先ほど委員長のほうからございましたように付託議案の審査が1件ございまして、それ以外には各所管のほうからそれぞれご報告させていただく事項が多岐にわたってございますので、どうぞ最後までよろしくお願いしたいと思います。

結びに当たりまして、非常にこれから暑くなる時期でもございますので、委員各位に

おかれては、まずは熱中症対策等々、ご健康にはご留意いただきまして、引き続きご活躍されますよう心からお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（原田周一）　ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は4名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより、議事に入ります。

◎各課所管事項報告について

○委員長（原田周一）　日程第1、各課所管事項報告についてを議題といたします。

税住民課所管の令和6年度町民税（個人）の賦課状況についての説明を求めます。奥西税住民課長。

○税住民課長（奥西正浩）　それでは、税住民課所管、令和6年度町民税（個人）の賦課状況についてご説明させていただきます。

まず、令和6年度町民税（個人）の賦課状況につきましてのレジメのほう、資料のほうをご覧ください。

まず、令和6年度町民税（個人）の賦課状況につきましては、町民税の特別徴収につきましては、5月10日に発送させていただいております。当初賦課時点での特徴義務者数につきましては、0.7%の減少ということになっております。その中で納税義務者につきましては、1.2%の増加となりました。また、調定額につきましては、主に定額減税等の影響により、8.9%昨年度より減少しております。

続きまして、2番、町民税（全体）調定額の比較の表をご覧ください。

こちらのほうは、先ほどの特別徴収分と普通徴収分を合計したものととなります。町民税の普通徴収分につきましては、6月10日に発送させていただきました。均等割調定額につきましては、表中、均等割調定額の対前年度の増加率のほうをご覧くださいますと、13.1%昨年度より減少しております。主な要因といたしましては、下段の分析のほうにもありますが、東日本大震災復興基本法に基づく特例が終了したことが影響しております。

所得割（現年分）につきましては、3.1%昨年度より減少しております。減少の要因といたしましては、定額減税による所得割の減額及び所得といたしましては、営業所得、分離長期譲渡所得が減少しております。給与所得、農業所得、分離課税に係る株式等所

得につきましては、増加しているところでございます。

なお、過年度新規分及び退職所得分につきましては、今後の課税調査及び異動により順次、調定が増える性質の課税区分でございますので、現時点での予算対比につきましては大きな乖離がございます。以上となります。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 今、説明があったんですが、最後のところの過年度新規分及び退職所得分については、今後の課税調査及び異動により順次ということで大きな乖離があると書いていますが、そのあたり、もう少し、特に過年度新規分等々についての説明をちょっとお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（原田周一） 奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩） 過年度新規分につきましては、過去の申告の収入等の修正により、所得等が変更になった場合につきまして、過年度では受けられないので6年度で受けるということで、過年度分の新規を6年度で受けるということになっておりますので、そちらで意味合いといたしましては、そういったことになっております。

退職所得分につきましても、これから退職された方、退職金があった方につきましては、1か月、2か月後等に報告がございますので、そちらのほうで6年度で受けるということで、これに関しましても、新規に6年度に新たに受けていくということになっております。

○委員長（原田周一） よろしいですか。

○委員（今西利行） はい。

○委員長（原田周一） ほかに質問のある方、ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（原田周一） よろしいですか。特にないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、令和5年度町税徴収実績について説明を求めます。奥西税住民課長。

○税住民課長（奥西正浩） それでは引き続き、税住民課所管、令和5年度町税徴収実績表のほうをご覧ください。こちらのほう、引き続きご説明させていただきます。

まず、横長の資料になっておりますけれども、資料1ページ目、上段の表、町民税のほうになっております。その表の中の下段、決算速報値の右端の徴収率のほうをご覧ください。徴収率は現年分で、前年同期と同じく99.33%、滞納繰越分で前年度同期比で

5.2%増の40.06%となっております。

引き続きまして、表下段、固定資産税のほうでございますけれども、下段の決算速報値徴収率は現年分で、前年同月比0.3%増の99.52%、滞納繰越分で前年同期比8.0%増の39.63%となっております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、2ページ目。

○委員長（原田周一） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時17分

○委員長（原田周一） それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。奥西税住民課長。

○税住民課長（奥西正浩） 申し訳ございませんでした。再度、固定資産税のほう、ご報告させていただきます。

徴収率につきましては、現年で0.3%増の99.66%、滞納繰越しのほうで前年同月比9.5%増の63.30%となっております。

続きまして、裏面2ページ目のほう、ご覧ください。

軽自動車税でございますけれども、下段、決算速報値徴収率につきましては、現年分で前年同期比0.2%減の98.52%、滞納繰越分で前年同月比8%増の39.63%となっております。

続きまして、町たばこ税でございますけれども、下段、速報値徴収率につきましては100%でございます。

続きまして、資料3ページ目。町税全体では、下段、決算速報値現年分で、前年同期比0.1%増の99.53%、滞納繰越分で前年同期比8%増の50.33%、現年分滞納繰越分の合計で、前年同月比0.2%増の98.96%となっているところでございます。

こちらの数値につきましては、決算速報値でございますので、今後、若干、変わる可能性もございますので、ご理解のほう、よろしくお願いいたします。以上となります。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（原田周一） よろしいですか。

質疑が特にないようでございますので、これにて税住民課所管の質疑を終了いたします。以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたし

ます。

これで、日程に書かれております、ただいま出席の各課所管事項報告を終了いたしますが、その他委員から何かございましたら挙手願います。何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 当局のほうから何かございませんでしょうか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） よろしいですか。特にないようでございます。

これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時23分

○委員長（原田周一） それでは、休憩前に引き続き、会議を始めます。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について進めていきます。

◎付託議案審査

○委員長（原田周一） 日程第2、付託議案審査について。

◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（原田周一） 議案第41号 宇治田原町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） それでは、議案第41号についてご説明申し上げます。

議案第41号 宇治田原町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、令和6年2月22日付の宇治田原町水道事業及び下水道事業経営等審議会の提言を踏まえ策定しました、宇治田原町水道事業料金改定計画に基づきまして、水道料金の改正を行い、令和7年4月以降の使用分から平均改定率21.3%の引上げを行うものです。

議案第41号の資料のほうをご覧ください。

第2項、改正内容のとおり、条例第25条第1号専用給水装置及び第2号共用給水装置の改正をするもので、裏面にありますとおり、附則2第3項の施行期日を令和7年4月1日とし、第4項には施行日以降の使用水量から改正料金を適用するため、経過措置を記しております。以上でございます。ご審査賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

す。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。今西委員。

○委員（今西利行） 改定前に比べまして、使用水量の区分が細かく区切られていますが、これについて、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（原田周一） 下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） 議案書のほうに添付させていただいております新旧対照表のほうをご覧ください。

右の現行料金に比べまして、左の改定料金の従量区分のほうが細かくなっているということですが、本町の現行料金につきましては、逓増率、すなわち、使用水量の多い需要家、大口径のメーターを使用している人に対して使用料金が高くなるということですが、低くなっております。料金改定の際、基準としたのが、近隣4市町、宇治市、城陽市、京田辺市、井手町の平均料金を目安とさせていただいておりますが、その料金の逓増率が高いため、本町の改定料金も逓増率が高くなることとなります。

したがって、使用料金が上がるほど従量料金単価は高くなるというような区分になっておりますので、表の中では細かく表現されております。以上でございます。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） ということは、節水効果ということを考えられていると思うんですが、例えば、3世帯家庭など必要に応じて多く使用される方にとっては、値上がりが見えなくなるんじゃないかと思うんですが、そのあたり、どう考えておられますか。

○委員長（原田周一） 下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） 今西委員のおっしゃいますとおり、逓増率というのは節水効果を狙った1つの目的がございます。

今、ご指摘がありましたように、家族が多く使用水量が多いところについては、料金の改定率が高くなるので、負担が重くなるような結果になります。今回の改定にしましては、平均改定率を約20%とするということを方針として検討してまいりました。使用水量の多い区分の単価を抑えるためには、より少ない区分に負担を求めることとなりますので、そちらのほうで、今現在、最も多い一般的な使用水量の従量化の区分になりますが、そちらに負担を転嫁する結果となってしまいます。

結果的には、一部の使用水量、2か月当たり80立米以上が多いと思われませんが、こち

らにはご負担をかけることになるのですけれども、全体の需要家の数からすれば、一般家庭利用の13ミリメートル、20ミリメートル合わせまして、8%強の方にはご負担を求める。ただ、標準的使用水量の家庭というところにつきましては、13ミリメートル、20ミリメートルの60トン程度のところについては、65%ぐらいの方がいらっしゃいますので、そちらのほうの料金を低く抑えるほうに配慮しております。以上でございます。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 言われていることは一定理解できましたが、口径13ミリメートル、一般家庭で高齢家庭も多いと考えられます。今回、賃金とか年金が実質上がらない中、物価高騰も続く中、値上げを抑えられないかというふうに考えております。特に高齢世帯が多いとされる使用量20立方メートルですか。以下の値上げは抑えるべきというふうに考えております。これ、意見としてとどめておきます。以上です。

○委員長（原田周一） よろしいですか。ほかに、誰か。山内委員。

○委員（山内実貴子） ありがとうございます。

新旧対照表のほうにもあるんですけれども、この資料の2分の1と書いてある資料、下のほうに共用給水装置1戸につきというところがあって、この共用給水装置というのが共用なので、アパートとかそういうところなのかなとは思いますが、そのあたりをちょっと教えてください。

○委員長（原田周一） 下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） 今、山内委員がおっしゃいましたとおり、共用給水装置というのはマンション・アパート等を想定しております。こういった料金体系を組んでおります背景には、例えば、マンションとかでしたら全体の使用水量が多いので、大口径での給水が行われます。先ほど言いましたように、逓増率が高いということで、大口径で全使用水量の料金を算出した場合、一般家庭よりかなり高くなります。例えば、2か月当たり40トンで10戸くらいのマンションとしたときに、共用給水は1戸当たり5,120円ぐらい、5万2,200円の水道料金となりますが、これを1戸、1戸の共用の料金体系を適用しましたら、すみません、今の、ちょっと間違えました。もう一回、説明します。

マンションのほうは、1家庭当たりの平均的な使用量が40立方メートルとなったときに、10戸あったとしたら9万3,600円という使用料金になります。それを単純に10戸に割って請求したとしたら、9,360円ぐらいになります。それを今回、共用のほうを適用しましたら同じ40トンですが、1戸当たり5,120円ということで、1戸当たりの負担を抑えることができるというようなシステムです。

（「もう一度聞いていいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一）　ちょっと暫時休憩します。

休　　憩　　午前10時32分

再　　開　　午前10時36分

○委員長（原田周一）　休憩前に引き続き、会議を始めます。下岡課長。先ほどの共用の部分から。

○上下水道課長（下岡浩喜）　まず、共用給水装置につきましてですけれども、集合住宅等に入居されている契約者の方が不利にならないような制度となっております。使用水量が多いほど、口径が多いほど高い金額になりますので、それを単純に戸数で割ると高い金額となります。それを抑えるために、13ミリメートルの水道料金体系を利用して、1戸当たりに水道料金を設定するという制度になっております。以上でございます。

○委員長（原田周一）　山内委員。

○委員（山内実貴子）　最近、集合住宅がちょっと田原のほうにも増えているなと思って、見ていたんですけれども、そういうふうに抑えていただいているということは、やっぱりそういう方は助かっておられるのかなと思います。最近、やっぱり給湯器がすごく増えていると思うんですけれども、特にエコキュートとかそういう形でオール電化のおうちも多くなっていると思うんですけれども、そういう部分でその13ミリメートルとか20ミリメートルとかというのは、今後、13ミリメートルというおうちはあんまり増えることはこれからはないとお聞きしたんですが、大体20ミリメートルぐらいで抑えられている形でいけるんでしょうか。

○委員長（原田周一）　下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜）　13ミリメートルと20ミリメートルのメーターの境目ですけれども、おうちの中に5栓以上の水栓がある場合には、20ミリメートルとして整備していただくように推奨しております。最近の住宅事情からすれば、標準が20ミリメートルと考えております。

エコキュート等の集中的な給湯システムについても、それぞれ同時に開栓した際の水圧低下を招くことが口径を決めている要因になりますので、開く蛇口の数によって、判断していただければいいと考えております。以上でございます。

○委員長（原田周一）　山内委員。

○委員（山内実貴子）　給湯器を使っている場合も、蛇口の数でということになるのであれば、大体、一般家庭でそんなにたくさん蛇口を使われることはないと思うんですけれ

ども、大体の方はそうやって、この料金体系が変わらない20ミリメートルで済むということですよ。

○委員長（原田周一） 下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） 今回、13ミリメートルと20ミリメートルの需要管の数は、ほぼほぼ均衡しておりますが、20ミリメートルについては、今回の料金改定の中でゼロか10%程度というところになっております。それにつきましては、近隣市町の平均の水道料金と比べたときに、宇治田原町は、既にその平均値に近かったこともありまして、改定率が低くなっています。

先ほど、今西委員からもあったように、一番よく使われる一般住民の方への激変緩和というところも配慮して、料金体系を決めております。以上でございます。

○委員長（原田周一） 山内委員。

○委員（山内実貴子） 以上で、ありがとうございます。

○委員長（原田周一） ほかにご質問のある方、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて質疑は終了いたします。

直ちに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第41号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手多数。よって議案第41号、宇治田原町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

以上で、今回、総務建設常任委員会へ付託されました1議案の審査を終了いたしました。この審査結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま、審査いただきました付託議案について、6月20日の本会議において討論される方は、討論通告書を6月18日火曜日、午後5時までに議長宛て提出をお願いいたし

ます。

◎各課所管事項報告について

○委員長（原田周一） 日程第3、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、建設環境課所管の令和5年度ごみ排出量の実績について説明を求めます。中村建設環境課長。

○建設環境課長（中村浩二） それでは、建設環境課所管、令和5年度ごみ排出量の実績についてご報告をさせていただきます。

A4横版、両面印刷1枚ものの資料をご覧ください。

まず、表面、上段部分の表でございますが、こちらの表につきましては、左端部分に令和5年度における可燃それから不燃ごみの月ごとの排出量を記載し、同じ表の中ほど、右端に向かいまして黒太字にて囲んでいる部分につきましては、ごみの排出量の月小計、それから1日1人当たりのごみの量、また1世帯当たりのごみの排出量を記載しているところでございます。

一番下段の部分になりますが、年度の合計といたしまして、可燃ごみが1,539トン、不燃ごみ、三郷山それから長谷山の両施設に搬入したものの合計になりますが、合計が346トンということで、可燃及び不燃、両方合計いたしまして、1,885トンのごみを排出したという結果になっておるところでございます。

また、資料左端の下段部分、こちらのほうには、平成25年度から令和5年度までの排出量の推移を掲載させていただいております。令和4年度と比較いたしまして、令和5年度には総量にて134トンの減少、1日1人当たりの量といたしましても約36グラムの排出量の減となっておるところでございます。

また、令和2年度をご覧いただきたいのですが、令和2年度、コロナ禍の期間とも重複することとなりますが、この時期に増加したごみの量から令和3年、4年、5年と時間が経過することにより、ごみの量も減少してきているということを捉えることができます。

これにつきまして、要因としては様々考えられるというところでございますが、やはり継続して実施をしておりますごみの減量化または分別化への取組が、住民の方々の中に浸透、定着化していったということが、やはり大きな原因であるのではないかというふうに分析・把握をしているところでございます。

また、下段の右端部分には、令和5年度までの計画期間としておりました、第2期環

境保全計画に記載したごみの排出量の目標値468グラムに対しましての令和5年度及び令和4年度の実績を書かせていただいておりますが、令和5年度には585グラムという結果になり、目標値に対しまして117グラムの超過、率にして25%目標値に達することができない、達成できなかったという状況でございます。こちらにつきましても、町民の排出量削減に向けまして、継続して第3期環境基本計画に基づく数値に近づくよう努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、裏面をご覧ください。

裏面につきましては、同じくごみ排出量の実績の資源物に関する報告となります。

上段表の左端部分、資源物の欄中、最下段に記載しております合計187.86トン、こちらのほうを資源物が宇治田原町から排出をしているというところでございます。

また、同表中には搬入先施設と、それから資源物として排出いたしましたごみの種類をそれぞれ区分して記載もしております。缶、瓶、紙パック、ペットボトル、プラスチック製容器包装、剪定枝など、それぞれの排出量の実績を月小計分、合計分という形で記載をさせていただいております。

また、下段部分の左表には、資源物の総量の推移を記載しており、排出総量として17.8トンの増加、1人1日当たりの量も約58グラムの増加と、昨年度と比較しまして約6グラム増加しております。

また、同じく下段の右端のほうには、城南衛生管理組合に搬入されました資源物の総量及び資源化率を記載しておるところでございます。一定程度、不適物があることから、資源化率としては100%とはいかないものの、昨年度より搬入量としては315トンの減少、資源化率にして4.19%の増加となっておりますという状況でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。今西委員。

○委員（今西利行） 今の説明で、これで分かったんですけども、1つだけ、ごみの総量が減った要因としては、今、説明があったんですが、まだまだ、目標、今、おっしゃったように目標値にはなかなか到達していない。今後、どのような形でさらにごみの減量化をされていくのか、もう少し教えていただけたらと思います。

○委員長（原田周一） 中村課長。

○建設環境課長（中村浩二） やはり、ごみの分別、減量に向けましては、ごみを捨てられる方、住民の方々の意識というのが大きな要因となってくるというふうに判断されま

す。それにつきまして、町といたしましては、やはり、啓発記事の掲載であったり、または出前講座にもごみの減量化に向けた取組など、各種メニューを登録しておるところでございますので、住民の方々の目につきやすい、意識しやすい、そういった機会を捉えまして、やはり、啓発というところに重点的にかつ継続的に取り組んでいくことが重要であるというふうに考えておるところでございます。

○委員長（原田周一） 今西委員、よろしいですか。

○委員（今西利行） はい。

○委員長（原田周一） ほかに質疑のある方、ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、環のくらし地域活動促進事業補助について説明を求めます。中村建設環境課長。

○建設環境課長（中村浩二） それでは、環のくらし地域活動促進事業補助について、ご説明をさせていただきます。同じくA4縦版の両面印刷1枚ものの資料をご覧くださいと存じます。

まず、循環型社会の実現を目指しまして、地域団体における再生資源の集団回収を推進すること及び再資源化、資源の有効活用の促進を目的といたしまして、地域や団体ごとに実施していただいております資源回収につきまして、その回収量に対し1キログラム当たり5円の補助として、補助金を交付する事業でございます。実施団体につきましては、補助金額に応じたポイント数、1ポイント1万円ということになりますが、以上の美化清掃事業活動、エコキャップ回収運動、環境学習会など、ポイントに応じた様々な環境活動のメインのうち、実施団体において、地域の実情等に鑑みて選択していただいた環境活動を実施していただくことによりまして、本町補助費を支給させていただくということにしております。

なお、こちらの実績につきましては、高尾区から奥山田区までそれぞれ、新聞から紙パックまで区分ごとに記載をさせていただきますが、こちらの実績を事業の見える化ということで、実施団体ごとの実績の一覧を町ホームページに掲載するとともに、6月を環境月間としておりますことから、町広報紙にも啓発記事とともに掲載をしておりますというところでございます。

回収量の合計といたしましては、令和5年度、合計で30万980キログラムとなり、前年度と比べ、3万900キログラム減少しておるところでございますが、主に新聞回収量

につきまして、1万8,840キログラムと大きく減少をしておるところが現状でございます。

裏面をご覧くださいと思います。

裏面につきましては、平成25年度から令和5年度までの回収量の推移を、実施団体地区ごと及び総合計量をそれぞれ記載しております。参考にご覧いただければと思います。

環のくらし地域活動促進事業補助金につきまして、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹） ごみ回収という視点からの関連の質問なんですけれども、以前、年2回実施されていましたが各地区のクリーンキャンペーンが年に1回になった理由というのは何かあるのですか。

○委員長（原田周一） 中村課長。

○建設環境課長（中村浩二） これまでのクリーンキャンペーンにつきましては、和い輪いまちづくり宇治田原町推進協議会という団体を、昭和63年から町、各地元の方々参画の下、結成をさせていただいて、その推進協議会という中で、事業計画を立て、年2回、町内一斉にという形で、クリーンキャンペーンを春と秋と2回行ってきたというふうに記憶をしておるところでございます。その推進協議会のほうは、地域の活動、ボランティアの活動がこの地区に、この地域に根づいてきたということから、平成30年度の事業終了をもちまして解散とされております。

その際に、各地区におきますクリーンキャンペーンにおきましても、開催日、それから開催日数につきましては、各地区の中で実施を委ねていく。ただ、各地区に全部をお渡しするのではなくて、行政といたしましても、ごみ袋の配布であったり、回収していただいたごみの収集などについては、一緒に協力をさせていただきながら、この活動を支援していくという形で整備された経過がございますので、その過程の中で、各地区1回もしくは2回のところもございますし、もう少し3回、4回されているところもございますが、クリーンキャンペーンとして各地区の実施回数が異なっているというふうに認識をしているところでございます。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 私も禅定寺区の清掃ボランティアに参加して、年に四、五回、府道沿いのごみ拾いを行っているんですけれども、毎回、かなりの量の空き缶やプラスチック

クごみが捨てられているような状況でございます。禅定寺は、禅定寺のお寺さんから猿丸神社を経て大津市までの県境まで民家がなく、投出しやすい状況かも知れないですけれども、以前のクリーンキャンペーンを年2回に戻して、宇治田原の美観に努められないかという質問を考えたんですけれども、今の答弁からしたら、それは各地区でやってくださいという意味ですよね。

○委員長（原田周一） 中村課長。

○建設環境課長（中村浩二） 今のご意見の中にありました府道沿いにおきます不法投棄といえますか、ごみの散乱につきましても、やはり道路の管理上、支障となる場合は、早急に対応させていただいておるとい現状がありますし、一方、民家がないということから、なかなか、地元の方に全てお任せするというのも難しい部分があると思いますが、いずれにしても、そういった道路の美化という観点からはそういった活動に対しましても、町としても一定程度、一緒にごみを回収するであるとか、協力をしながら、そういった環境の維持に努めていきたいというふうには考えておりますので、今後、地域で活動されるボランティアの方々、各地元とお話をする機会も設けていきたいなというふうに考えております。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 各地区によって状況が様々やというのは、さっきの答弁で分かりましたけれども、私が言うのも何ですけれども、年に2回程度なら住民の方も地元の美化に、美化意識を持って活動していただきやすいと思いますので、できれば行政のほうからも区のほうに後押ししていただけたらありがたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（原田周一） ほかに質疑のある方、ございませんか。山内委員。

○委員（山内実貴子） 今の説明の話の中で、事業の見える化ということを重視していただいて、今後も啓発に努めるというお話をいただきました。ほんまにやっぱり、どういうふうに取り組んでいるか、また取り組んでいただきたいかということをしつかり訴えていかないといけないと思います。

その中で、さっき、新聞等が減っているという話がありまして、新聞は多分最近はどう、携帯等で見られるので、そういう部分で少なくなっているのかと思うんですが、段ボールが反対にすごく多くなっているとは思っています。ただ、近隣でも回収業者が回収する場所があったりすると、なかなか地域に還元することが難しくなっているんですが、そういう部分ではまたしつかり、見える化というところに力を入れていただきたいと思

うんですが、例えば、状況載せていただくだけでなく、何かほかにも啓発するような言葉とか、そういうこともどんどん掲載していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（原田周一） 中村課長。

○建設環境課長（中村浩二） ごみの排出の状況というのは、そのときの社会情勢なり、いろいろな状況で大きく変わってくる部分があります。そちらの部分はやはり、こちらでも日々情報をアップデートしながら、住民の方々からこういう形のほうがいいとかいうようなご提案なり、ご意見があれば、そちらのほうに耳を傾けて、皆さんの実際にごみを排出される方々の実態に即した形に変えていくというのも、一つの手法と考えておりますので、そういった意見がございましたら、また、いただけたらと思います。ありがとうございます。

○委員長（原田周一） 山内委員。

○委員（山内実貴子） ちょっと先ほどお話もありましたが、ごみが後、散乱したりしていることが多いということもあって、最近、不法投棄という状況はどういうふうに捉えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（原田周一） 中村課長。

○建設環境課長（中村浩二） 不法投棄につきましては、4月の環境基本計画の際にもご質問いただいて、ご答弁させていただいたかと把握しておりますけれども、やはり、土地の所有者の方が目につきにくいところに、ごみというのは投棄されるというのは現状、多ございます。土地の所有者の方には、ごみを不法投棄させないような取組も一定程度、していただきたいと思いますし、逆に、町道なり、道があるからそこに捨てに行くんだという実態もございます。

そういったところにつきまして、不法投棄が多発しているような場所につきましては、こちらでもやはり、監視カメラの設置であるとか、そういったパトロールをするなどの努力はしていかなければならない。土地の所有者の方々、それから、町、道路管理者である町もしくはそのごみを捨てないという事業者または住民の方々、一般の方々、その皆さんが同じ方向を向くことで、不法投棄ということは減ってくるんであろうというふうに認識をしておるところでございます。

○委員長（原田周一） 山内委員。

○委員（山内実貴子） 本当に、なかなか不法投棄というのはなくなることは難しいと思うんですが、やっぱり、しっかり監視の目というかそういうことも考えて、みんなで

協力して本当にきれいなまちをつくっていただければいいなと思います。以上です。

○委員長（原田周一） よろしいですか。ほかに質問、ございませんでしょうか。

私から1点だけ、この補助金のことなんですけれども、令和5年度実績で各自治会に合計で150万円ぐらい。これ、以前、キロ3円の補助が5円に増やしていただいて、ずっと継続していただいているんですけれども、いろんな予算がカットされる中で、何とか維持していただいて、各自治会の収入源にもなっているんです。確かに実績が出ますと、量としては減ってきてはおるんですけれども、ただ、考え方として、これ、各自治会の貴重な収入源にもなっているんで、確認なんですけれども、このまま5円を今後も維持していくのか、どうするのか、その辺の考え方だけ、ちょっとお聞きしたいと思います。垣内建設事業理事。

○建設事業理事（垣内清文） 今、おっしゃられたように、3円から5円、実はその前に5円から3円に一度下げております。確か、平成28年頃にもう一度、5円に戻した経過としましては、今、委員長がおっしゃったように、やはりそのごみの収集、分別という意識の高揚ということを目的に、このキロ5円というのを設定したという、私も記憶がございますので、今後、こうした啓発について、先ほど中村課長も申しましたように、出前講座、それから総会にありましたように、エコパート支部の方々のご協力、様々な方々と協働しながら進めていくというのがこのごみ問題だというふうに考えますので、できれば、5円は固持しながら、皆様の分別収集への意識をもっともっと高めていただけるようにと我々、思っておりますので、その辺はまた、皆さんにご理解いただきながら進めたいというふうに考えております。

○委員長（原田周一） 今、言われたように、せっかくそういう意識というものが高まってきているときでもありますので、できたら、できる限り、この5円というのを続けていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ほかにございませんでしたね。

それでは、建設環境課所管の質疑を終了いたします。

次に、まちづくり推進課所管の第10回宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催結果について説明を求めます。植村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） まちづくり推進課所管、第10回宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催結果につきまして、ご報告申し上げます。

資料のほう、お目通しのほど、よろしくお願いいたします。こちら、第10回地域公共交通活性化協議会、今年度につきましては、第1回目になりますが、こちらのほう、協

議を行ったところでございます。日時につきましては、5月28日午後2時から役場庁舎の会議室にて行ったところでございます。出席委員は井上会長、播磨副会長ら11名にご出席いただきました。傍聴につきましては、宇佐美副委員長に傍聴いただいたところでございます。

こちら、議題、番号1から5の内容でございまして、年度当初の会議でありますので、前年度の取組の報告、また今年度の計画案、令和7年度の地域公共交通確保維持、改善事業に係る計画認定申請について協議をいただきました。

会議結果につきましては、令和5年度の各種利用促進活動等取組につきましてご承認いただくとともに、新しい地域公共交通、は一とバス、は一とタクシーについても、継続した検証と利用促進、計画の着実な進行管理など、今年度の取組についても承認いただいております。

また、協議会が申請を進める令和6年10月から令和7年9月の間の地域公共交通確保維持改善事業、いわゆるフィーダー補助でございしますが、こちら、地域公共交通の活性化促進法に、その地域の公共交通計画と補助系統の位置づけのほうが要件化されておりますので、こちらに審議を図らせていただきまして、計画認定申請についてご承認いただいたところでございます。

会議内での意見等につきましては、こちらにも丸ポツで書かせていただいておりますが、運転士不足による路線バスの減便等、公共交通を取り巻く環境は厳しい。そういう中で、地域一丸となった対応を進めていく必要がある。

また、利用促進活動については、他市町にも例を見ない充実した取組となっている。うじたわL I K Eは一とバス・タクシーについて、住民みんなが乗り合うサービスでもあるので、行政も限られた人員体制ではあるが、今後も利用促進の取組を進めていただきたい。また、子どもの頃から地域公共交通に触れることは、その地域公共交通の業界への興味・関心につながっていくので、児童生徒に対するMM教室、モビリティ・マネジメント教室の継続等が重要であるとの意見が出されました。

また、裏面ですが、こちらのほう、地域公共交通計画には利便性の高い広域、町内の地域公共交通ネットワークの構築の基本方針が位置づけられております。新名神高速道路を含む道路網、それからアウトレットモール施設の整備、道路網の新名神の開通等が今後予定されて、本町を取り巻く環境、公共交通の環境も生活環境も大きく変化してくることから、検討例として書かせていただいておりますが、短・中距離の高速バス路線の調査を行い、その報告を行いました。

各種調査の概要ですが、利用者視点の調査となるニーズの調査、交通事業者視点の調査となるシーズの調査を行いました。

まとめとして、利用者の意向では、通勤・通学世代、30歳未満で多い結果が示されたほか、交通事業者の回答では、評価全体、運転士不足のほか、開設が予定されているアウトレットパークの需要量の不透明さが上げられております。

これらの調査を踏まえた上で、将来的に運行が想定されるケースとして、ニーズからみた京都など都市圏へ直通バスと、現有資源であるはとバスを活用した交通結節点と想定されるアウトレットパークまでの延伸の2ケースの提示がありました。

こちら、新名神高速道路の完成時期の延期が本年1月に発表されております。資料の裏面の上の段、令和6年末に予定されているということで書かせていただいておりますが、こちら、完成時期が延期となりましたので、こちらのほうはちょっと文言等変わりますが、本年1月に発表されておりますので、開通時期が見通せない状況でもあることから、関係機関との協議、調整など具体的な方向性が直ちに示せる段階に至らない状況となっております。今後の新名神高速道路等の状況をしっかりと見据えつつ、時間をかけ検討内容を充実させた上で、こちらの調査につきましても、また、協議、調整を進めていきたいと考えているところでございます。以上、ご報告させていただきます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

ただいま、課長のほうから説明がありましたように、名神の開通時期のことがここには令和6年度末ということになっていきますけれども、それが延期になったという説明がございました。そのことを含めて、質問のある方、挙手願います。ございませんか。今西委員。

○委員（今西利行） 委員長のあれとはちょっと違うんですけれども、有償運送に係る補助の関係なんですけれども、国庫補助ということで、地域内フィーダー系統の補助事業の申請をされたということなんですけれども、あと、府の補助も申請されていると思うんですけれども、見通しでいいんですけれども、財政的な支援、国、府はどれぐらいを見込まれているのか分かっているのか教えてください。

○委員長（原田周一） 植村課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） 今後の状況となりますと、なかなか、今のところ分からないところではございますが、これまで補助いただいたフィーダーの関係でございますと、こちら、令和4年10月から令和5年9月の間のはとタクシーの運行に係る分で、フィーダー補助をいただいております。こちらは運行事業者となる宇治第一交通

さんが申請を行っていただきまして、23万9,000円の運行補助をいただいております。
また、京都府の市町村、地域生活路線の支援補助金、まだ申請時期には至っておりませんので、今年度につきましては、要綱等も示されておられませんので、どのような形になるかは未定ですが、こちらも令和4年10月から令和5年9月の間のは一とバスにつきまして、ご支援いただいております、こちらは9万5,000円の運行補助をいただいております。以上でございます。

○委員（今西利行） 分かりました。

○委員長（原田周一） よろしいですか。ほかにご質問等。藤本委員。

○委員（藤本英樹） まず、現時点で、は一とバス、は一とタクシーの利用者はおおむね、どれぐらいの方が利用されているのですか。

○委員長（原田周一） 植村課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） 利用者の状況ということでご質問いただいておりますが、ちょっとすみません。資料を探します。

○委員長（原田周一） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時12分

再 開 午前11時12分

○委員長（原田周一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。植村課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） それでは、ご質問の利用状況につきましてでございますが、令和5年度につきましては、は一とバス、4月から3月で約6,752人のご利用、また、は一とタクシーにつきましては、1,142人のご利用をいただいております。以上です。

○委員長（原田周一） よろしいですか。藤本委員。

○委員（藤本英樹） タクシーのほうもバスのほうも、それなりに利用していただいていると思うんですけども、今、タクシーのほうは全区のほうに行っているわけじゃなくて、バスが走っているところは基本、タクシーは駄目ですよ、タクシーは走っていないということになっていますよね。自治会のほうから、例えば、タクシーに移行してもらえないかというような意見が出た場合、町のほうとしたら、まず、そうした意見というのはまず今の時点でありますでしょうか。

○委員長（原田周一） 植村課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） 特段、地域、区なり、自治会なり、そのようなご意見、ご要望等はお伺いしていない状況でございます。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 将来的にそういう意見が出た場合、例えば、バス停まで、もう年を取って足が悪くなってきたので、歩くのがちょっと困難やとか言わはる住民の方が増えてきて、区のほうからそういうタクシーに移行してくれという要請があった場合、今まで町営バスが走っていたところをタクシーに移行するというのは、今後、検討いただくことは可能ですか。

○委員長（原田周一） 植村課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） は一とバスもは一とタクシーも道路運送法に基づいて運行しておりますので、また、様々な協議が必要となつてまいりますが、地域公共交通活性化協議会の中でもその旨、議論を進めて、必要であるならば、また、実証運行とも踏まえた上で、段階的には進んでいくと、考えていきたいと思ひます。

○委員長（原田周一） 垣内理事。

○建設事業理事（垣内清文） ちょっと補足させていただきます。

先ほど、藤本委員が言われた、歩くのが大変やからタクシーでというお考えの中で、実は植村課長が言いましたように、道路運送法での決まりの中でやはり停留所、それはタクシーであってもバス車両であってもそれは同じでございます。ただ、禅定寺を例に取りますと、府道沿いに2つの停留所がございますので、例えば、タクシー車両になった場合には、停留所をそこに増やすということは可能かと思ひます。ただ、歩かずに家の前のドア・ツー・ドアという考えではございませんので、そこはご理解いただいた上で、植村課長が申しましたように、やはり、現状の把握、それから状況の確認、地元との協議を踏まえて、活性化協議会の中で議論をいただいた上で、道路運送法に基づいて進めていきたいというふうにご考慮しておりますので、ご理解願ひたいと思ひます。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 今、理事が言わはったみたいに、言うたら禅定寺は府道沿いに2つのバス停があるというだけで、山沿いに住んでいる方はどうしても府道まで出てきんとタクシーに乗れないという状況がありますので、できたら在所の中もタクシーの停留所をつくっていただいて、もうちょっと便利にならへんかという意見をいただいたんで、今日、質問させていただきました。今後、検討いただけたらありがたいと思ひますので、どうぞよろしく願ひいたします。以上です。

○委員長（原田周一） よろしいですか。

ほかに質疑のある方は。

(発言する者なし)

○委員長（原田周一） よろしいですか。

それでは、ほかにはないようでございますので、これにて、まちづくり推進課所管の質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管の下水道普及状況について説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） それでは、下水道普及状況に説明申し上げます。

まず、資料２枚目のＡ３判の公共下水道供用開始区域図のほうをご覧ください。

令和６年３月３１日現在の整備区域を表わしております。黄色の着色部分が令和４年度までに共用した区域２９８．４７ヘクタールで、赤色着色部分が令和５年度に供用した区域９．６１ヘクタールとなります。令和５年度は工業団地において管渠布設工事を行っております。

次に、資料のほうですが、１枚目のほうの下水道普及状況の表をご覧ください。

表１は、公共下水道の普及率や水洗化率を表しております。Ｃの整備面積３０８．０８ヘクタール、Ｄの整備人口は７，７２３人です。Ｄの整備人口がＢの行政人口に占める割合がＥの下水道普及率となりまして、８８．３％となります。

また、処理区域内におきまして、実際に公共下水道を使用している人の数でありますＦ水洗化人口は６，３２４人で、Ｄの整備人口７，７２３人に占める割合である水洗化率は８１．９％、前年度プラス１％となります。

なお、下段の括弧書きの数字は世帯数を表しております。

次に、表２のほうは浄化槽整備推進事業について、表１と同様に表したものとなっております。高尾、奥山田の整備人口１３４人を公共下水道と同様に、行政人口８，７４８人を分母として普及率１．５％を算出しました。

ちなみに、高尾、奥山田の行政人口３２２人に対する整備人口１３４人の割合は、３９．３％となります。表４の下から２行目のところに同じ数字を書かせていただいております。

次に、表３ですが、これは表１と表２の合計を表しております。町が管理する污水处理施設全体の普及率と水洗化率を表すものとなっております。

次に、表４ですが、これは表３の区、自治会ごとの内訳を表しております。工業団地につきましては、各区に割りふりますと整備のイメージを分かりやすくするために別に表しています。令和５年度は工業団地で、９．６１ヘクタールの整備面積が増加しております。

裏面、見ていただきまして、表５は、污水处理人口と污水处理人口普及率を表してお

ります。汚水処理人口は公共下水道の整備人口7,723人と処理区域外の全ての合併処理浄化槽の処理人口528人を足したものです。このH、汚水処理人口8,251人が行政人口8,748人に占める割合が汚水処理人口普及率となりまして94.3%、前年度と同じ数字となっております。以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） よろしいですか。ないようでございますので、これにて上下水道課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げております、ただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 当局のほうから何かございますでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（原田周一） これでただいま出席の所管課に係ります事項を終了いたします。

◎その他

○委員長（原田周一） 次に、日程第4、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら、挙手願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 当局のほうから何かございませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 事務局のほうから。

（「なしです」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、日程第4、その他について終了いたします。

本日は、付託議案1件及び各課所管事項報告等多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼申し上げます。

本年度も第1四半期の終盤に入り、事業執行が本格化してくる時期となりました。各所管課におかれましては、早期の事業着手、速やかな事業進捗を行う中において、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。7月の閉会中に委員会においては、第2四半期の執行状況の報告を願う予定としております。7月16日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時24分

宇治田原町議会委員会条例第 26 条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 原 田 周 一